

家族に新型コロナウイルス感染が疑われるとき 家庭内で注意すべきこと

①部屋を分ける

- 感染者は個室にする。部屋を分けられない場合は、2m以上の距離を保つか、仕切りやカーテンを設置し、寝る時は頭の位置を互い違いにする。
- 感染者は極力部屋から出ないようにして、トイレや風呂など共用スペースの利用は最小限に。



②感染者の世話は 限られた人で

心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫の低下した人、妊婦などはなるべく避ける。

③できるだけ家族全員 がマスクをつける

- 感染者も家族もマスクをする。
- 使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。
- マスクを外す際は、ゴムやひもをつまみ、マスクの表面には触れない。
- マスクを外した後は必ずせっけんで手を洗う（アルコール手指消毒剤でも可）。



④こまめにうがい・手洗 いをする



- 洗っていない手で目や鼻、口などを触らない。
- せっけんを使った手洗い、もしくはアルコール消毒を。

⑥共用部分を消毒する

- 共用部分（ドアの取っ手やノブなど）は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きするか、アルコールで拭く。
- トイレや洗面所はこまめに清掃する。市販の家庭用洗剤を使用して汚れを落とし、すすいだ後に、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを含む家庭用消毒剤を使う。
- 洗濯や食後の食器洗いを感染者のものとは分ける必要はなく、タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは通常の洗濯や洗浄をする。ただし、洗浄前のものは共用しない。特にタオルは共用しないように注意。



⑤換気をする

エアコンなどの空調や換気扇を回したり、日中の温かい時間に窓を開けるのもよい。



⑦汚れた寝具や衣類を洗濯する

寝具や衣類を洗う時は、手袋、マスクをつけて洗濯機に入れ、家庭用洗剤を使って洗濯し完全に乾かす。



⑧ごみは密閉して捨てる

鼻をかんだティッシュなどは、すぐにビニール袋に入れ、室外に出す時は密閉して捨てる。その後は直ちにせっけんで手を洗う。



詳しくはこちらから

厚労省 家庭内での注意事項

検索

出典：厚生労働省「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種券を発送（1月27日時点）

国の方針に基づき、市では2回目の接種が終了してから6カ月以上経過した人に接種券を送付します。接種券が届いたら、同封の接種対応医療機関一覧を確認の上、前回接種した医療機関等へ申し込んでください。

▼2月の送付対象

2回目を接種した時期		年齢区分	3回目接種可能時期
令和3年	7月	18歳以上 64歳以下(※)	令和4年3月以降
	8月・9月	18歳以上	

※令和3年7月に2回目を接種した65歳以上の人の接種券は、1月に送付済み。

▼発送時期等 2月下旬に、住民票上の住所へ送付

▼接種場所 原則、前回接種した医療機関等

次の点にご理解をお願いします。

○各医療機関での接種日は、国からのワクチン供給の状況等によります。

○3回目接種は、1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田／モデルナ社のワクチンを使用します。ワクチンは選択が可能とされていますが、ワクチン供給の状況や、接種を希望する時期によっては、希望に沿えない場合があります。

○転入等により接種記録が確認できない場合、接種券が発行・発送されない場合があります。この場合、下に記載のコールセンターへお問い合わせください。

■接種手続きなどに関する相談窓口 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み）

令和4年4月1日から
成年年齢が
18歳 になります。

民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられます。契約や手続きなど、皆さんに気をつけてほしい情報をまとめたサイトがありますので、QRコードからぜひご覧ください。



▲法務省ホームページ「大人への道しるべ」



▲政府広報オンライン

選挙権も18歳から！
みんなで投票に行こう！

選挙権年齢は、平成27年6月の公職選挙法の一部改正により、満18歳以上に引き下げられています。皆さんは未来の日本で生きていく世代です。投票をすることで、今後の日本のあり方を決める政治に関与していきましょう。

■問い合わせ先 選挙管理委員会事務局（☎35-1129）

契約に関するトラブルにご注意を

学生であっても18歳以上は成年として扱われ、「未成年者取消権」による契約の取り消しができなくなります。若い年代が被害に遭うトラブルも増えていますので、「困ったな」と思ったら相談窓口にご相談してください。

【こんなトラブルに気を付けて！】

●定期購入 SNSの広告で「初回お試し100円」という美容商品を見つけ、1回だけのつもりで購入したら、翌月以降も商品が届き、1万円の請求書が同封されてきた。

このような消費者トラブルに対するアドバイスは、消費者庁ホームページ（QRコード）に掲載しています。消費者トラブルと思ったら、消費者ホットライン「☎188（いやや）」へ相談を。

■問い合わせ先 市民生活センター（☎34-3179）



市の「成人式」はどうなるの？

市ではこれまで、成人式を「二十歳の祭典」として開催してきました。今後も18歳での式典等は行わず、満20歳となる年度に開催します。令和4年度（令和5年1月に開催予定）の対象は、平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人です。

■問い合わせ先 生涯学習課（☎82-1641）

お酒とたばこは20歳になってから！

